

添付資料10 販売手数料及び納付金【改訂版】

【令和8年9月14日改訂】

本資料では、「(仮称)道の駅かみのかわ」整備事業において、上三川町（以下「本町」という。）と事業契約を締結した者（以下「PFI 事業者」という。）の収入となる販売手数料及び本町の収入となる納付金について、PFI 事業者が提案可能な範囲を定める。

本資料の規定は、独立採算施設、任意提案施設並びに自主提案事業において適用する（以下、適用施設を「対象施設」という。）。

また、基準とする売上は、施設区分及び品目区分ごとの単独売上金額とする。

(1) 販売手数料

対象施設における委託販売の売上に係る販売手数料は、表 1 に示す範囲以内で PFI 事業者の提案とする。

表 1 販売手数料

施設区分	品目区分		販売手数料
農産物等直売所・おさかな市場	生鮮品	町内産 ^{※1} 又は町内事業者 ^{※2} の取扱品	売上の15%以下
		町外産又は町外事業者の取扱品	制限なし
	加工品、工芸品	町内産又は町内事業者の取扱品	売上の25%以下
		町外産又は町外事業者の取扱品	制限なし

※1 「町内産」とは、上三川町内で生産されたものを指す。以下、本資料において同じ。

※2 「町内事業者」とは、町内に事業所が登記されている法人、または町内に住所を有する個人を指す。

(2) 納付金

対象施設における PFI 事業者の売上に係る納付金は、表 2、表 3、表 4 に示す範囲以内で PFI 事業者の提案とする。

本町又は PFI 事業者は、令和 19 年度及び令和 24 年度の運營業務計画書【年度計画】を提出する際（本町においては、当該計画書の提出を受けた際）に、各施設区分・品目区分における納付金の割合の変更について協議を申し出ることができる。

表 2 物販施設の納付金

施設区分	品目区分	納付金の下限	
		売上 7.5 億円以下	売上 7.5 億円超
農産物等直売所・おさかな市場	a. 町内及び県内産 [※] の生鮮品、加工品、工芸品等	売上の 3%	売上の 2%
	b. 上記 a 以外の生鮮品、加工品、工芸品等や PFI 事業者の仕入れ品	売上の 4%	売上の 3%

※「県内産」とは、栃木県内で生産されたものを指す。以下、本資料において同じ。

表 3 飲食施設の納付金

施設区分	品目区分	納付金の下限	
		売上 1.5 億円以下	売上 1.5 億円超
レストラン・ カフェ	c. 町内及び県内産の生鮮品・ 加工品が使われている飲食メ ニュー※	売上の 4%	売上の 2.5%
	d. 上記 c 以外の飲食メニュー	売上の 5%	売上の 4%

※ 調味料を除く 1 種以上の町内及び県内産の生鮮品・加工品が使われていること。

表 4 任意提案施設・自主提案事業の納付金

施設・事業区分	用途	納付金の下限	
		土地貸付料	売上に対する納付金
任意提案施設	e. 大型アスレチック施設、屋内 遊び場	33 円／㎡・月	—
	f. 上記以外	130 円／㎡・月	—
自主提案事業	g. 下記を除く事業	—	売上の 3%
	h. 売電（PPA）事業	—	売上の 50%